

大田区自立支援協議会 相談支援部会要旨

文責：(中越、障がい者総合サポートセンター一部修正)

(1) 会議の名称	大田区自立支援協議会 相談支援部会 (第5回)			
(2) 開催日時	平成 29 年 10 月 11 日 (水) 9:30~12:00			
(3) 開催場所	大田区立障がい者総合サポートセンター 5階多目的室			
(4) 出席した委員、事務局	委員 (部会長：神作委員)			
	田中 隆博	大場 貴弘	岡田 純子	関屋 慶子
	中越 祐一	今崎 牧夫	大窪 恒	茂野 俊哉
	鈴木 啓太	小嶋 愛斗	入戸野 祐子	大谷 拓郎
	内海 玄宗	重清 国夫		
	区職員出席者			
	池課長 (蒲田地域福祉課)		大谷係長 (大森地域福祉課)	
	高木係長 (調布地域福祉課)		高庭係長 (蒲田地域福祉課)	
	松坂主任 (蒲田地域福祉課)		七尾係長 (糀谷・羽田地域福祉課)	
	金子係長 (蒲田地域健康課)		溝尾係長 (調布地域健康課)	
	鈴木係長 (上池台障害者福祉会館)			
	事務局出席者			
	障がい者総合サポートセンター：木伏係長、森田			
(5)内容・要旨	<p>1、2は省略</p> <p>3、連絡・確認事項</p> <p>前回議事録及び意見出しカードの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月個別支援会議の課題抽出、検討を実施した。(グループごと) ・会議内でも出し切れない場合は、意見出しカードで提出をお願いしたい。 <p>情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会本会 10月27日(金)13:30~ ・発達障害支援者研修 11月20日(月)16:00~ ・障害別相談会(知的) 11月21日(火)11:00~ <p>4、議題</p> <p>(1) 中間まとめ 第2回本会【中間報告】について</p> <p>10月27日に本会を実施する。その際に行う中間報告の修正等について、意見を聴取する。</p> <p>○「検討課題1」について</p> <p>抽出した現状と課題に対して、グループ内で検討した資料を中間報告に添付する。抽出した課題を提出し、次期推進プランに意見を反映させ、課題解決するための検討も重要となる。</p> <p>自立支援協議会5部会のうち、就労支援部会と相談支援部会が推進プランに対する意見出しを検討している。その他の部会については、課題解決に向けた具体的な取り組みを行っている。</p>			

○「検討課題1」に対する意見

<短期入所>

・遠方の短期入所施設を利用している方がおり、楽しく過ごせているが、今後の見通しが見つからない（利用期間）旨の手紙が本人から届いている。本人の希望を聞き出す機会が作れないこともあるが、戻ってくる環境の調整が難しい現状がある。

・事例に対する短期入所利用の考察が必要である。（状況の鎮静化、見極めが事例における利用目的となる）その他、利用目的を意識する必要がある

・つばさホーム前の浦の緊急枠の空きが少ない状況にある。緊急一時保護、もしくは短期自立訓練を利用しながら家族、関係機関と相談しながら今後の生活を検討した事例は実際にある。

・特別介護人派遣については、年間 36 泊までとなり、それ以降は短期入所に移行する場合がある。

・事業所が人口に比べて数が足りていない。

・移動手段の確保（本会提出資料に追加する）

・緊急時の枠の確保、本人理解の面、長期利用時の使い勝手や小規模多機能での利用は考えられないか。そこからグループホームへの移行なども検討できるのではないか。

<医療受診>

・どの医療機関を選択するか、情報の整理、共有が必要ではないか。

・休息入院（家族関係を落ち着けるため）がありえるが、病院の介入自体、本人や家族が受け入れられるかが課題である。

・精神科入院、通院は精神的な抵抗を感じる方も多いが、通院等介助で継続的な受診が可能になるのではないか。

・大田区内での精神科受診のできる病院が不足している。状況を把握している支援者側から医療機関へのアプローチも重要となる。

・精神疾患があり、内科疾患により入院が必要になる場合、入院できる医療機関が見つかりづらく病院の選定に苦勞する。

<相談・相談支援専門員の課題>

・相談支援専門員の役割が理解されていない。介護支援専門員は理解できるが、実際に何をしているかの認知度は低い。日ごろの取り組みで役割を高める必要があるが、地域包括支援センターとの連携等を通すと広まりは早いかもしれない。それにより幅広いサービスの活用も考えることができる。

・高齢分野と障害分野、児童分野含めて連携が図れるようになるとよい。

・相談支援専門員の認知度よりも、「困ったときに相談できる場所」がより分かりやすければよい。何でも相談窓口や振り分け窓口が身近にあるとよい。

・当事者、家族に知ってもらうためにも普段からの関わり、関係者との連携（普段から関わりのある支援者とともに話しを聞く）を図り、全体のチームとして課題を解決する必要がある。

・認知度について個別支援会議を招集する中で、課題を通じて実績を積んでい

く必要がある。給付費に関連して基本相談として動けない、動いている実績が見せられない現状もある。実績づくりの活動が現実には動きづらい状況がある。

- ・特定相談事業所としての課題も多い。居宅訪問ができていない事業所も多い。事業所のボトムアップが必要である。個別支援会議の繰り返しが必要である。
- ・モニタリングの頻度に関して、必要なタイミングで関わりができない。相談支援事業所が増えないことも課題である。
- ・相談支援専門員は何をしてくれる、どこまでやってくれるのかを当事者から問われることがある。行政としては通院同行や自宅の片づけを行うこともあるが、決められた報酬の中でどこまでできるかの課題はある。最低限、計画づくりを行う人であると伝えることもある。「それのみをやるのか」と問われることもある。標準的な相談支援専門員の定義があると説明はしやすくなる。

<家族へのアプローチ>

- ・行政の立場として、関わりは年1回の更新時となる。電話でのやり取りなど限られた中で、アプローチを行える相談支援専門員の役割は大きいと感じる。家庭の事情を把握している支援者とチームを組んでアプローチすることが重要である。
- ・個別性を踏まえて状況を察知しておく必要がある。

<望まれる生活像>

- ・個別的に実践を踏まえることが重要である。
- ・ヘルパー不足の理由は、能力不足で対応不可、単価が低い（身体介護なし）と様々である。「利用者の助かる」「やってみたい」ことに対してヘルパーが見つからず実現できないことは多い。
- ・望まれる生活像の視点について、誰の視点か確認したい。事例から、支援者視点の望ましい姿になっているのではないか。
- ・意思表示の難しい方が多い。知的障がい者の場合、体験することが重要である。繰り返し体験し、選んでいくための社会資源が不足している。

<虐待ケースへの対応について>

- ・使用者による虐待疑い事例で通報を躊躇せず行うことで、使用者が通報者に対して損害賠償請求している事例があるが、弁護士を組んでフォローするため躊躇はせず通報を行ってほしい。
- ・家族へのアプローチと関わるが、弁護士が入ることにより逆上してしまう事例もある。しかし数は少なく、第三者が介入することで話が整理できることもある。他業種との連携、チームアプローチが有効な場合もある。
- ・家族も障害を持っていたケースで複合的課題が見えてくることもある。本人の安全を第一に躊躇せず通報していただきたい。
- ・虐待は早期発見が大事である。虐待は予防が重要であるため、介護負担の軽減が必要となる。短期入所の利用や家族関係から離れる時間に働きかけることが必要である。
- ・本人主体であり続けるべき。短期・長期的な支援を見据えた支援が必要。

(2) 次期推進プランへの反映について

- ・現状は骨子となるが次期プランについて検討を行う。
- ・平成 29 年度大田区障がい者施策推進会議平成 29 年 11 月 14 日（火）に素案が出る予定。

(3) 研修会の開催について

- ・12 月 4 日に相談支援部会として研修を実施する。
- ・テーマ：「サービス等利用計画の評価と視点」

5、今回決定事項及び次回検討事項の確認

- ・次回の個別支援会議について、相談現場で起きていることを架空事例で作る。その中で放課後等デイサービスに通っていたが、18 歳以降となり、夕方の時間が埋められない事例について検討を予定している。児童期から成人期への移行に関する課題も出ると思われるため、こども部会にも声かけを行う。

次回日程

日時：平成 29 年 11 月 8 日（水） 9:30～12:00

場所：さぼーとびあ 5 階多目的室